## 河北町公共工事の前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河北町財務規則(平成10年規則第11号)第75条に規定する工事費の前金払(以下「前金払」という。)に関する事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象とする工事は、河北町が発注する土木工事、建築工事及び舗装工事等 (以下「工事」という。)とする。

(前金払の率)

第3条 前金払の率は、請負金額の4割以内とする。

(前金払の制限)

- 第4条 第2条の規定により前金払の対象とされる工事であっても、請負金額が300万円 未満でかつ工期が60日未満の工事については、前払金を支払わないものとする。
- 2 前項に定めるほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるとき、又は前金払 の必要性がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。 (前払金の端数整理)
- 第5条 前払金に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (前金払の対象及び率等の明示)
- 第6条 前金払の対象とされる工事及び率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金の請求手続及び支払)

- 第7条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、 その保証証書を町に提出させたうえで行わせるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の着手時期を別に指定する場合その他町長が必要と認める場合は、前払金の請求時期を別に指定することができるものとする。
- 3 前払金の請求を受けたときは、その日から起算して14日以内にこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

- 第8条 前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、次に定めるところ によるものとする。
  - (1) 契約金額を増額した場合 増額後の契約金額の4割(当初の前払金の支給率が4割を下回るときは、その率とする。以下次号において同じ。)に相当する額(千円未満の端数は切り捨てる。以下次号において同じ。)から支払済みの前払金の額を差し引いた額
  - (2) 契約金額を減額した場合 支払済みの前払金の額から、減額後の契約金額の5割に相当する額を差し引いた額

- 2 前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、第9条の規定により保証契約変更 後の保証証書を町に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 3 前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から30日以内に返還させるものとする。この場合において契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「法」という。)第8条第1項に定める割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。
- 4 残工期が30日未満のとき若しくはその他町長が必要がないと認めるときは、前払金を 追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

- 第9条 前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、 変更後の保証証書を町に提出させるものとする。
- 2 既定の工期が延長された場合には、町が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合 を除き、前項と同様とする。
- 3 前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を町に提出させるものとする。

(前払金の使涂制限)

第10条 前払金は、当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(中間前金払の対象)

第11条 中間前金払の対象は、前金払をした工事であるものとする。

(中間前金払の率)

第12条 前条に規定する中間前金払の率は、契約金額の2割以内とする。

(中間前金払の制限)

- 第13条 第11条の規定により中間前金払の対象とされる工事であっても、請負金額が 1,000万円未満の工事については、中間前払金を支払わないものとする。
- 2 前項に定めるほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるとき、又は中間前金払の必要性がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数整理)

第14条 中間前払金に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象及び率等の明示)

第15条 中間前金払の対象とされる工事及び率等については、入札条件又は見積条件とし

てあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前金払の認定)

- 第16条 中間前払金は、次に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において 支払うものとする。
  - (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 前号に定める当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 工事主管課は、請負者から中間前金払認定請求書(様式第1号)の提出により中間前金 払に係る認定の請求があったときは、直ちに調査を行わなければならない。なお、進捗が 金額面でも2分の1以上であることを確認するために必要な資料は、工事履行報告書(様 式第2号)及び実施工程表をあわせて提出させることとし、その認定は、認定請求書作成 時点における現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものと する。
- 3 前項の調査は、工事主管課長が行うものとし、その結果が要件を満たしていると認める ときは、中間前金払認定書(様式第3号)により当該請求を受けた日から7日以内に通知 するものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金又は中間前払金の返還)

- 第17条 前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金及び中間前払金の額の和からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。
- 2 前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合(年当たりの割合は、 閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収するものとする。

(2年度以上に渡る工事の前金払)

- 第18条 2年度以上に渡る工事であっても、前払金は契約金額の4割に相当する額を、また、中間前払金は契約金額の2割に相当する額を支払うものとする。この場合において、 既に支払った前払金及び中間前払金の額の和が年度末における当該公共工事の既済部分 に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。
- 2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る前払金又は中間前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第19条 債務負担行為を伴う工事であるため前払金又は中間前払金の全部又は一部を支

払うことができなかった場合において、町長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金又は中間前払金を支払うことができるものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

中間前金払認定請求書								
					年	月	日	
河北町長	様							
請負者 住所又は所在地								
		氏名又	は名称及び代	表者名				
下記の工事につ	いて、中間前金払	ムに関する認	R定を請求しま	きす。				
			記					
工 事 名								
工 事 場 所								
請負代金額	¥							
中間前払金額	¥							
工期		年	月	目から				
		年	月	日まで				
契約締結年月日		年	月	Ħ				

## 様式第 2 号(第 16 条関係)

工事履行報告書								
エ	事	名						
エ		期		年年	月 月	日から 日まて	) )	
請	負	者						
日		付		年	月	日		
月		別	予定工程 ( )はエ	% 程変更後	実施工程	%	備	考
			(	)				
			(	)				
			(	)				
			(	)				
			(	)				
			(	)				
			(	)				
			(	)				
(備 考 欄)								

	-		
監督職員		現 代 理 人	主任(監理) 技術者

- 備考 1 報告は、月報を標準とする。 2 予定工程は、完成までの予定出来高比率の累計を記入すること。 3 実施工程は、当該報告月までの出来高比率の累計を記入すること。

## 様式第3号(第16条関係)

中間前金払認定書								
					年	月	日	
請負者氏名又於	は名称及び代表者氏の	名 様	河北町	T長	١	卸		
下記の工事について、その進行状況を確認調査したところ、中間前金払をすることができる要件 を満たしていることを認定します。								
		記						
工 事 名								
工事場所								
工事代金額	¥							
中間前払金額	¥							
工期		年年	月月	日から 日まで				
契約締結年月日		年	月	Ħ				

備考 本書は、正副2通作成し、その正本を乙に交付すること。